

地方交付税法及び特別会計に関する法律の 一部を改正する法律の概要 (令和3年法律第88号)

総務省
令和3年12月

令和3年度の国の補正予算により増額された同年度分の地方交付税（4.3兆円）について、2.0兆円を同年度に交付した上で、交付税特別会計借入金の償還（0.85兆円）及び公庫債権金利変動準備金の活用の取りやめ（0.2兆円）を行い、1.3兆円を令和4年度分として交付すべき地方交付税に加算する。

【具体的な内容】

- (1) 国の補正予算による地方負担の増加に伴い必要となる財源を措置するため、令和3年度に限り、「臨時経済対策費」の創設を行う。
- (2) 令和3年度の臨時財政対策債を償還するための基金の積立てに要する経費の財源を措置するため、令和3年度に限り、「臨時財政対策債償還基金費」の創設等を行う。
- (3) 交付税特別会計借入金について、令和3年度の地方交付税総額を確保するために償還を繰り延べた額（0.85兆円）と同額を償還する。
- (4) 令和3年度の「地域デジタル社会推進費」の財源として予定していた地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金（0.2兆円）について、後年度に活用するため、今年度の活用を取りやめる。
- (5) 令和4年度分の地方交付税の総額に1.3兆円を加算する。

【施行期日】 令和3年12月24日